

潮来保健所の概要について

令和6年8月26日
茨城県潮来保健所

保健所について

- 保健所は、**地域保健法**（昭和22年法律第101号）に基づき、地方自治体によって設置されています。

※ 保健所の地図記号 

- 地域保健法施行令第5条第1項により、保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の職員が置かれています。



公衆衛生行政機関（地域保健法）

- 1 基本的な地域保健行政は、市町村(保健センター等)が担う
母子保健（乳幼児健康診査）、予防接種、生活習慣病
高齢者・介護等
- 2 保健所は、主に市町村の行わない領域を担う
 - ・健康危機管理（感染症、食中毒、災害保健医療等）
 - ・医療法関連（医療機関への立入検査、医療計画、地域医療構想等）
 - ・特定の対人サービス（結核、感染症、精神、難病、エイズ等）
 - ・対物サービス（食品営業施設や薬局等の許可・指導等）

潮来保健所の組織及び主な担当業務

		業務
<p>所長</p> <p>次長</p> <p>技佐</p>	総務課	庶務・経理、庁舎維持管理
	地域保健推進室	保健医療計画推進、医療施設立入検査、介護保険制度、地域包括ケアシステム、医事申請・届出、厚生統計調査、医療系学生の実習指導、健康危機管理対策
	健康増進課	健康づくり、栄養改善、がん対策、歯科保健、母子保健、不妊治療費助成、難病、肝炎、受動喫煙防止対策
	保健指導課	結核・感染症対策、精神保健、原爆被爆者医療給付、神栖市ヒ素緊急措置事業
	衛生課	食品衛生、薬事、環境衛生
	監視指導課	食品衛生、薬事、環境衛生監視
鉾田支所	難病、肝炎、食品衛生	

潮来保健所 令和5年度主な実績

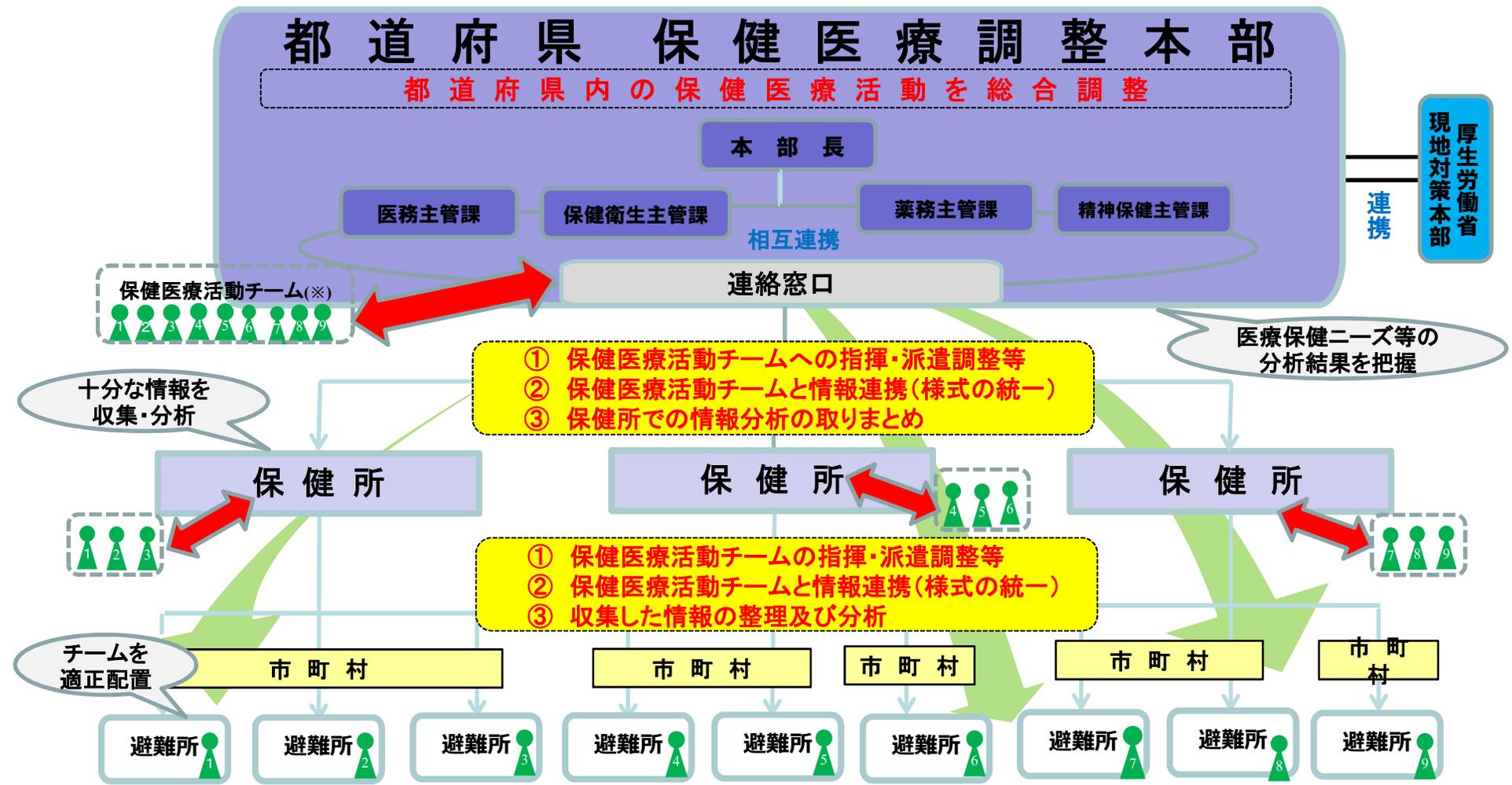
- ・医療施設の立入検査 病院11件、診療所16件、歯科診療所15件
- ・介護保険施設等指導 事業所10件
- ・薬事 許可164件 指導等216件
- ・毒物劇物関係登録 96件
- ・生活環境(旅館・ホテル、公衆浴場、クリーニング等) 許可 新規42件、再登録9件
指導等224件
- ・食品営業施設 許可882件 指導等2,039件
- ・指定難病特定医療費申請 新規 373件、継続 1,879件
- ・小児慢性特定疾病医療 受給者証交付者156人
- ・肝炎治療 受給者証交付者180人
- ・感染症発生届数 新型コロナ以外35件、新型コロナウイルス130件 結核21件
- ・エイズ・性感染症検査 143件
- ・精神保健福祉法通報 警察官12件、検察官 3 件、矯正施設長18件
- ・神栖ヒ素汚染緊急措置事業 医療手帳交付者141人

新たな災害時における保健医療対応について

被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、

- ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
- ② 保健医療活動チームと情報連携（様式の統一）
- ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析

を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



(※) (凡例) : 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の救護班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

令和6年能登半島地震に係る茨城県DHEATの派遣について

班構成

- 医師(保健所長)1名、保健師2名、ロジ担当事務職2名の計5名

派遣期間、活動日数

班	派遣期間	現地入り	現地活動日数
1	1/6-12	1/7	6※
2	1/11-18	1/12	7
3	1/17-24	1/18	7
4	1/23-30	1/24	7

- ※災害急性期を考慮して1班の現地活動日数は6日
- ※前班の撤収日と次班の現地入り日を同一日として業務引継ぎに配慮
- ※派遣期間は、茨城県出発日から現地撤収日まで



人数増を見据え場所・もの(机・椅子等)を徐々に拡充@町議会会場前

